

第27回浜中町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和4年11月30日(水) 午前10時00分

2 場 所 浜中町役場茶内支所 会議室

3 出席委員 12名

1番 嗟 峨 弘 巳

2番 押 切 秀 志

3番 橋 場 和 幸

4番 篠 原 弘

5番 百 々 栄 二

6番 山 下 康 紀

7番 谷 口 正 明

8番 宮 崎 義 幸

9番 新 井 功 仁 恵

10番 妹 尾 伸 二

11番 阿 部 栄 子

12番 白 川 英 之

4 出席職員 3名

事務局長 酒 井 美 和 子

農政係長 村 田 直 樹

農地係 長 島 宇 哉

5 議 事

- 日程第 1 総会成立報告
- 日程第 2 開会
- 日程第 3 議事録署名委員の指名
- 日程第 4 会期の決定
- 日程第 5 会務報告
- 日程第 6 報告第 1 号 利用状況調査（農地パトロール）の結果について
- 日程第 7 報告第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について
- 日程第 8 議案第 1 号 土地の現況証明願について
- 日程第 9 議案第 2 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
- 日程第 10 議案第 3 号 農用地利用集積計画作成要請について
- 日程第 11 次回総会日程（予定）について

事務局 長

第27回浜中町農業委員会総会の開会に先立ち、御報告申し上げます。
本日の会議の出席委員は、在任委員12名のところ12名であります。よって、浜中町農業委員会会議規則第8条の規定により、本日の総会が成立しておりますことを、御報告申し上げます。
それでは、開会にあたり会長より御挨拶をいただきます。

議 長

おはようございます。
新型コロナウイルスの感染が拡大してきている中ではございますが、先進地視察研修に行ってきました。全員参加による実施ではなかったことは心残りではございますが、出席された皆様は大変ご苦労様でした。
研修を受け入れてくれた笠間市農業委員会の親切な対応、会長や各委員の方の質疑応答に感謝したいと思います。タブレット導入のきっかけから使い方のアドバイスや問題点など使いながら克服していったことなど大変参考になりました。大変有意義な時間を過ごしたと思っております。
また、いわき市農林事務所の訪問については、令和元年度の東日本台風による被害状況のスライド上映に始まり、令和4年9月までに約99%復旧したという経過や過程の質問を受けました。北海道でいえば開発局の対応にあたると思います。対応して頂いた方々に大変感謝したいと思います。

日程第3 議事録署名委員の指名を行います。
本日の会議の議事録署名委員は、浜中町農業委員会会議規則第70条の規定により、議長において、7番谷口委員、8番宮崎委員を指名いたします。

日程第4 会期の決定を議題とします。
本総会の会期は、本日1日としたいと思います。これに御異議ございませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、本総会の会期は、本日1日と決定いたしました。

日程第5 会務報告をいたします。事務局より報告させます。

事務局 長

前回総会から本総会までの間の、会務についてご報告申し上げます。

11月1日、「令和4年度浜中町防災総合訓練」が役場本庁で開催され、長島主事が参加しております。

11月1日、北海道農業公社釧路支所の職員2名が来町し、「農地中間管理事業に係る現地確認」を実施しております。農業委員会からは百々委員と事務局2名が同行し、来年度農業公社への農地売買を予定している熊牛地区の〇〇氏の農地について、現況確認を行っております。

11月7日から10日、「令和4年度浜中町農業委員会道外先進地視察研修」を実施し、白川会長ほか委員6名、事務局2名が参加しております。茨城県笠間市農業

委員会の「タブレット端末による農業委員会活動の取組み」と福島県いわき農林事務所の「東日本大震災や台風災害による被災状況や、復旧・復興に向けた取組み」について研修を行っております。本委員会としましては、笠間市農業委員会が実施しているタブレット端末を活用した総会審議について、必要な機器類、通信環境等の調査をし、実施に向けて検討を進めてまいります。

11月8日、「ハラスメント研修」が役場本庁で開催され、長島主事が出席しております。

11月15日、「土地の現況証明願いに係る現地調査」を茶内第三地区と西円朱別地区で実施し、橋場委員、妹尾委員、阿部委員、事務局2名が参加しております。

茶内第三地区の対象地は、売買を目的とした登記地目の変更で、西円朱別地区の対象地は、特例付加年金受給手続きのため、農地と施設用地が混在している筆の現況地目を整理するものでございます。詳細については、議案第1号で説明しますので、ご審議をお願いいたします。

11月16日、釧路東部地区指導農業士会主催の「令和4年度新規参入者交流会」が農業者トレーニングセンターで開催され、私と長島主事が参加しております。厚岸・浜中両町の新規参入者、研修生、農業関係団体職員30人余りが参集し、『こんな時、どうしたらいいの？みんなのお知恵拝借』と題して、2班に分かれ意見交換が行われております。このグループ討議では、子育てや営農に関する悩み、急な機械トラブルの際の対応など、様々な相談が寄せられておりました。

11月16日、北海道農業者年金協議会が主催する「農業者年金巡回相談会」が浜中町農協で開催され、村田係長が出席しております。町内の農業者年金受給予定者を対象に、JA北海道中央会 廣長指導員により制度の概要、受給要件、受給手続きなどの説明と個別相談が行われております。

11月17日、「例規システム研修会」が役場本庁で開催され、村田係長が出席しております。

11月18日、「令和4年度地区別農業委員・農地利用最適化推進委員等研修会」が釧路町で開催され、白川会長ほか委員6名と事務局2名が出席しております。

新型コロナウイルス感染症拡大の影響から3年ぶりの開催となりましたが、研修会では、北海道農業会議の職員より来年から改正される農業経営基盤強化促進法の内容と改正後の農業委員会業務を中心に、説明がなされております。

11月21日から23日、「令和4年度のうねんセミナー」が札幌市で開催され、村田係長と長島主事が出席しております。農業委員会、農業協同組合職員を対象に、被保険者の資格管理、給付の手続き、経営移譲年金と特例付加年金の支給停止など、日頃の相談内容に基づいたQ&A形式の研修が行われております。

11月25日、「令和4年第4回浜中町議会臨時会」が役場本庁で開催され、私が出席しております。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金等、国からの補助金を主な財源とした補正予算が組まれたところでございます。また、浜中町農業協同組合より「農業生産資材高騰対応策に関する請願書」が提出され、全会一致により採択されております。

以上、会務報告の説明を終わります。

ただ今の会務報告を含め本日の議案関係以外で質問等があればこれを受けます。

各 委 員 (なしの声)

議 長 ないようなので、これで、会務報告を終了します。

日程第6 報告第1号 利用状況調査（農地パトロール）の結果についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 報告第1号 利用状況調査（農地パトロール）の結果について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

農地パトロールは、地域の農地状況の把握と農地利用の総点検という観点で、平成11年より農業委員会組織が全国的に取組みを進めてまいりましたが、現在は、農地法第30条において、毎年1回、管内すべての農地の利用状況について調査を行うことが義務づけられたため、全国の多くの農業委員会で「農地利用状況調査」と「荒廃農地調査」をあわせて実施しております。

本年度の農地パトロールは、10月11日から10月14日にかけて実施し、令和4年度の実施要領に基づき調査箇所を4区域に分け、4班体制により海岸地域を除く町内すべての農地を対象に、①遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地の把握、②農地法許可農地の利用状況、③農業経営基盤強化促進法による利用権設定等農地の利用状況、④違反転用農地の把握、⑤納税猶予制度の適用を受けている農地の利用状況を重点的に調査いたしました。

今回の調査では、遊休農地及び遊休農地のおそれのある農地、違反転用が行われている農地はなく、また、農地法の許可を受けた農地、農業経営基盤強化法による利用権設定等が行われた農地、納税猶予制度の適用を受けている農地についても、すべて適正に利用されており、農地法第32条の規定による利用意向調査の対象農地はないものと判断しております。

以上、各班の調査結果に基づき御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第1号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第1号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第1号は、原案のとおり承認されました。

日程第7 報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事務局 長

報告第2号 農地法第5条の規定による許可申請に伴う指令書の交付について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第4条第3項の規定では、「農業委員会は転用許可に係る申請書の提出があったときは、農林水産省令で定める期間内に、当該申請書に意見を付して、都道府県知事に送付しなければならない。」とされており、第5条の転用申請についても準用するものとされております。

また、許可権者である知事から許可指令書の交付があった場合には、農業委員会を經由して申請者本人へ送付することとなっております。

本案は、令和〇年〇月〇〇日開催の第〇〇回総会において審議がなされました農地転用許可申請1件に対する許可指令書の交付でございますが、整理番号1の貸主は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、借主は、姉別緑栄〇〇〇番地、〇〇〇〇〇氏で、〇〇〇〇の建設に伴い、北海道知事に農地転用の許可申請を行っていたものですが、令和〇年〇〇月〇〇日付け釧農務第〇〇〇-〇〇号指令により許可決定の通知をいただき、令和〇年〇〇月〇〇日に農業委員会より指令書の交付を行っております。

以上のとおり、御報告申し上げますので、御承認くださるよう、よろしく願いいたします。

議 長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
これから、報告第2号の質疑を行います。
質疑ありませんか。

各 委 員

(質疑なしの声)

議 長

質疑なしと認めます。
次に、討論を省略し、報告第2号を採決いたします。お諮りします。
本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、報告第2号は、原案のとおり承認されました。

日程第8 議案第1号 土地の現況証明願についてを議題とします。提案の理由

を事務局より説明させます。

事務局 長

議案第1号 土地の現況証明願について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

北海道農地法関係事務処理要領第8の4の(4)の規定では、「農業委員会は、土地の現況証明願を受領したときは、農業委員3名以上で現地を調査して判断するものとし、証明書は必ず総会の審議に付した後に発行すること」とされております。

本案は、2件の現況証明願でございますが、浜農委4-22号の願い出人は、浜中町茶内西〇線〇〇〇番〇、〇〇〇〇〇氏、願い出地は茶内西〇線〇〇〇番、〇筆、面積〇〇〇〇〇〇㎡で、登記地目の変更を目的とした現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、橋場委員、妹尾委員、阿部委員、事務局2名により〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

次に、浜農委4-23号の願い出人は、浜中町西円朱別西〇線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏、願い出地は、西円朱別西〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇〇〇〇〇㎡で、農業者年金の受給手続きに伴う現況地目の確認でございます。現地調査につきましては、橋場委員、妹尾委員、阿部委員、事務局2名で〇〇月〇〇日に実施し確認をしておりますが、調査の結果、願い出地は、農地・採草放牧地以外であるとの御判断をいただいております。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細につきましては、長島主事より説明させますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

長島主事

(説明あるも省略)

議長

事務局より提案理由の説明が終わりました。
質疑に入る前に、調査に当たった委員の方々から補足があれば、これを受けます。
調査委員の方々、何かありませんか。

各委員

(なしの声)

議長

特にないようなので、これから、議案第1号の質疑を行います。
まず、浜農委4-22号について、質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。
次に、浜農委4-23号の質疑を行います。質疑ありませんか。

各委員

(質疑なしの声)

議長

質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、浜農委4-22号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-22号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委4-22号は、原案のとおり可決されました。
次に、浜農委4-23号を採決いたします。お諮りします。
浜農委4-23号は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員

(異議なしの声)

議 長

異議なしと認めます。
よって、浜農委4-23号は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長

議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について、提案の理由及びその内容をご説明申し上げます。

農地法第3条第1項では、「農地又は採草放牧地について、所有権を移転し、又は使用貸借権、賃貸借権若しくはその他の使用及び収益を目的とする権利を設定する場合には、政令で定めるところにより、当事者が農業委員会の許可を受けなければならない。」とされております。

本案は、使用貸借による権利の設定2件、賃貸借による権利の設定5件の許可申請でございますが、整理番号1は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は西円朱別西〇〇線〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号2は、円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇氏所有地、対象地は茶内西〇線〇〇〇番、ほか〇〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を円朱別西〇線〇番地〇、〇〇〇〇〇〇に使用貸借による権利の設定、

次に整理番号3は、西円朱別西〇〇線〇〇番地、〇〇〇〇氏所有地、対象地は西円朱別西〇〇線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を西円朱別西〇〇線〇〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号4は、苫小牧市木場町〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇氏所有地、対象地は姉別基線〇〇〇番、ほか〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を姉別南〇線〇〇番地、〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号5は、苫小牧市木場町〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇氏所有地、対象地は姉別基線〇〇番、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇m²で、この土地を姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇〇氏に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号6は、苫小牧市木場町〇丁目〇〇番〇〇号、〇〇〇氏所有地、対象地は姉別基線〇〇番、ほか〇筆、面積〇〇万〇〇〇〇〇〇〇m²で、この土地を姉別

基線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定、

次に整理番号7は、釧路市鶴野東〇丁目〇〇番〇号、〇〇〇〇氏所有地、対象地は姉別南〇線〇〇〇番地、〇筆、面積〇万〇〇〇〇〇〇㎡で、この土地を姉別基線〇〇番地、〇〇〇〇〇〇〇〇に賃貸借による権利の設定でございます。

以上、本案について提案理由の説明を申し上げましたが、詳細については長島主事より説明させますので、よろしくご審議くださるようお願いいたします。

なお、本届け出については、議案関係資料の調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしておりますことを申し添えいたします。

長 島 主 事 (説明あるも省略)

議 長 事務局より提案理由の説明が終わりました。
続いて、担当委員より補足説明を受けます。
整理番号1と3について、3番橋場委員、お願いします。

橋 場 委 員 整理番号1は、農業者年金受給の関係から後継者移譲するということで問題ございません。

整理番号2は、〇〇氏より〇〇〇〇〇〇〇〇〇が借りていた土地を〇〇氏が購入することになったことから、〇〇氏から〇〇〇〇〇〇〇〇〇へ賃貸借することになりました。

農地面積を考えると賃貸借することに問題ございません。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号2について、4番篠原委員、お願いします。

篠 原 委 員 〇〇〇〇氏sと〇〇〇〇〇〇〇〇の契約が終了するため改めて申請するものでございます。労働力や機械など確保されているため許可することに問題ございません。

議 長 ありがとうございます。
次に、整理番号4から7について、2番押切委員、お願いします。

押 切 委 員 整理番号4から7については、いずれも賃貸借されていた土地であり、今までも適正に利用されていることから賃貸借することに問題ございません。

議 長 ありがとうございます。
それでは、これから議案第3号の質疑を行います。
整理番号1について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号2の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号4の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号5の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号6の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号7の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号1を採決いたします。お諮りします。
整理番号1は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号1は、原案の通り可決されました。

次に、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号3を採決いたします。お諮りします。
整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号3は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号4を採決いたします。お諮りします。
整理番号4は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号4は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号5を採決いたします。お諮りします。
整理番号5は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号5は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号6を採決いたします。お諮りします。
整理番号6は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号6は、原案の通り可決されました。
次に、整理番号7を採決いたします。お諮りします。
整理番号7は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。
よって、整理番号7は、原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請についてを議題とします。提案の理由を事務局より説明させます。

事 務 局 長 議案第3号 農用地利用集積計画作成要請について、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

よって、整理番号1は、原案のとおり可決されました。

次に、整理番号2と3の質疑を行います。〇〇〇〇委員につきましては、ここで退席願います。

(〇〇委員退席)

それでは、整理番号2について、質疑を行います。

整理番号2について、質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、整理番号3の質疑を行います。質疑ありませんか。

各 委 員 (質疑なしの声)

議 長 質疑なしと認めます。

次に、討論を省略し、整理番号2を採決いたします。お諮りします。

整理番号2は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号2は、原案のとおり可決されました。

次に、討論を省略し、整理番号3を採決いたします。お諮りします。

整理番号3は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

各 委 員 (異議なしの声)

議 長 異議なしと認めます。

よって、整理番号3は、原案のとおり可決されました。

(〇〇委員入室)

日程第11 次回総会日程についてを議題とします。事務局より提案させます。

事 務 局 長 次回総会について、12月23日、金曜日、午前10時からを提案します。

議 長 事務局から提案がありましたが、次回総会日程については、12月23日、金曜日、午前10時からということよろしいでしょうか。

各 委 員 (異議なしの声)

議

長

異議がないようなので、次回総会日程については、12月23日、金曜日、午前10時からに決定いたしました。

以上で、本総会に附議された案件は全部終了いたしました。

これで、第27回浜中町農業委員会総会を終了いたします。
ご苦労さまでした。

閉会時刻 午前11時00分

上記会議の顛末を記載し相違なき事を証するため署名捺印する。

浜中町農業委員会

会長 白川英之

浜中町農業委員会

7番 谷口正明

浜中町農業委員会

8番 宮崎義幸